

一般社団法人 日本防錆技術協会

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本防錆技術協会（以下、協会という）定款第 1 2 条及び第 2 6 条の規定に基づき、常勤の理事（職員に準じて勤務する理事及び一週のうち決まった曜日に勤務する者で本規程の適用を受ける理事）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(理事報酬の意義)

第 2 条 この規程における理事報酬は、協会が理事に対し、理事としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第 3 条 社員総会の決議により報酬等の額を定め、理事会の決議を経て、会長は、理事に報酬等を支給する。

(報酬の種類)

第 4 条 理事報酬は、報酬月額とする。

- 2 使用人兼務理事の報酬は、その兼務の状況によって理事報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、理事報酬一本で支給することができる。

(通勤手当)

第 5 条 理事には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(理事報酬の支給と控除)

第 6 条 理事報酬は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等及び控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の理事報酬から控除する。

(日割計算)

第 7 条 月の途中で理事に就任したとき、又は月の途中で理事を退任したとき、あるいは死亡したときは、理事報酬は日割計算で行うものとする。

(改正)

第 8 条 この規程は、社員総会の決議によって、改正することができる。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1. この規程は、一般社団法人日本防錆技術協会の移行の登記の日より施行する。